様式第4号

**誓　　　　約　　　　書**

　　　　　　　　　年　　月　　日

　宇　部　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 浄化槽所有者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（浄化槽管理者）氏　名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　市　　　　　　　　　　　　　　　　　に設置されている浄化槽については、その管理者の地位を承継した場合においても、「既存住宅（増築又は改築する場合を含む）に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書に関する適用基準」に引き続き適合しています。

　同基準の適用を受けて設置された処理対象人員が5人の浄化槽の管理者の地位を承継するにあたり、将来、諸般の事情の変化等により、浄化槽を自らの責任において設置し替える必要が生じる場合があることも十分理解したうえで、下記事項並びに提出書類記載事項に相違ないことを誓約します。

記

|  |
| --- |
| １　将来にわたって1日当たりの最大水道使用量が1,000㍑を超えることはありません。  ２　将来にわたって実居住人員が５名を超えることはありません。  ３　浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の実施は、浄化槽を設置する者の義務であり、ただし書適用基準を遵守することにより生活環境を保全します。  ４　前記１項又は２項に相違する事態となった場合、又は浄化槽法による法定検査の結果が「不適正」と判定された場合は、行政庁の指導に従い浄化槽の設置替えを行うなど、責任を持って速やかに改善措置を講じます。  ５　その他、行政庁が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善措置を講じます。  ６　浄化槽の所有者又は管理者を変更しようとする場合は、責任を持って上記事項を説明し、変更前に浄化槽管理者地位承継届出書（様式第3号）を提出します。 |

※この書面は浄化槽の維持管理等を所管する山口県宇部環境保健所長へも通知します。